

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	長久手市

## 長久手市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 長久手市建設部みどりの推進課  
所在地 長久手市岩作城の内60番地1  
電話番号 0561-63-1111  
FAX番号 0561-63-2100  
メールアドレス midori@nagakute.aichi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	長久手市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜（自家消費含）	87a
アライグマ ハクビシン	果樹・野菜	77a

※被害数値は、JA、農家からの聞き取りによる。

※ニホンジカは過去5年間（平成30年から令和4年度）被害報告なし。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況 市内東部の大草、北熊、前熊地区、岩作三ヶ峯地区の林地が主な生息域であるが、住宅地でも目撃情報があり、生息域が拡大していると考えられる。</li> <li>・被害の発生時期 主な被害の現状としては、自家消費用の露地栽培の野菜類であり夏秋作の被害が主体である。水稲は収穫期前頃から被害が発生する。</li> <li>・被害の発生場所 一年を通じて畦畔の掘り起こしは顕著であり、林地、農地だけではなく、民家の庭先や道路といった住宅地でも散発的に目撃情報が発生している。</li> <li>・被害地域の増減傾向 生息場所とほぼ同じであり、ほぼ横ばいと推察される。</li> </ul> <p>○中型獣（アライグマ、ハクビシン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況 中心市街地を含む市内全域に生息しているとみられ、家屋の屋根裏に住み着く事例も報告されている。被害状況や目撃情報等から、生息数は増加傾向にあると推察される。</li> <li>・被害の発生時期 果樹の被害は収穫期に集中的に発生する。</li> <li>・被害の発生場所</li> </ul>
---

農地を中心に市内西部の市街地を含め、市内全域で発生する。  
 ・被害地域の増減傾向  
 生息場所とほぼ同じであり、ほぼ横ばいと推察される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	87a	70a
アライグマ ヌートリア ハクビシン	77a	62a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ 箱ワナの管理業務を長久手猟友会に委託しており、設置数を増やして被害防止の強化を図った。また、捕獲個体は委託業者による焼却処分を行っている。</p> <p>○中型獣（アライグマ、ヌートリア、ハクビシン） 農業者に捕獲器を貸出し、捕獲個体の殺処分は長久手猟友会に委託をし中型獣の捕獲体制強化に取り組んだ。また、捕獲個体は委託業者による焼却処分を行っている。</p> <p>○その他 地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害を防止することを目的として、狩猟免許の取得等に要する経費について、一定の条件のもとに補助金を交付した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会駆除員と地域との連携体制</li> <li>・猟友会駆除員の確保と育成</li> <li>・捕獲人材の技術向上</li> <li>・ICT機器等の導入、活用による対策の強化と効率化</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、農作物の防護を目的とする防護柵の設置費用の一部を本市が補助す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの防護柵の持続的な管理体制の構築</li> <li>・市境近辺の防護柵設置における近隣市町を交えた広域的な</li> </ul>

組	る有害鳥獣侵入防止対策補助金の交付を行った。また、国の交付金を活用し、鳥獣被害防止総合対策事業による集落での侵入防止柵の設置に取り組み、のべ設置距離約 3.4 km の整備を進めた。	<p>取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区における合意形成支援</li> </ul>
生息環境管理その他 の取組	収穫残渣の適切な処理、耕作放棄地等の適正な管理等、被害防止のための環境改善について、市ホームページ等による啓発を図った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地等の適正な管理等環境改善の啓発</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱ワナと侵入防止柵を一体的に整備、設置し、捕獲と防除両輪による被害防止対策を強化し、捕獲数を増やす。</li> <li>・ 有害鳥獣侵入防止対策補助金の交付による電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット等の設置を推進する。</li> <li>・ 捕獲の担い手確保のため、負担軽減や動機付けに繋がる支援制度（わな免許、狩猟免許の取得補助、協力者謝礼金等）を継続する。</li> <li>・ 捕獲作業の効率化のため、アニマルセンサー等、ICT を利用した捕獲・防除の負担軽減、省効率化を検討し、持続可能な取り組みを進める。</li> <li>・ 地域被害防止体制構築のため、集落会合への参加や勉強会を開催し、地域との意識共有に努める。</li> <li>・ 農業者による捕獲補助体制づくり、地域ぐるみの被害防止体制づくりの手法を検討する。（刈り払いによる緩衝帯整備活動に対するインセンティブの付与等）また、将来的な地域主体の駆除組織の設立を目指し、捕獲に関する協働事業の仕組みづくりについて調査検討を進める。</li> <li>・ 市の広報誌、ホームページを活用した情報発信を通じ、収穫残渣の適切な処理、耕作放棄地等の適正な管理、緩衝帯整備活動への支援の検討等、被害防止のための環境改善の啓発を行う。</li> <li>・ ニホンジカについては被害の報告はないものの、市境近辺での出没情報が寄せられていることから、分布の最先端域での対策に取り組むこととし、目撃情報等を整理しつつ、定着を未然に防ぐための対策、初期対応を検討する。</li> </ul>
---

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○イノシシ</p> <p>長久手猟友会へ箱ワナの管理及び捕獲個体の運搬を委託し、市との</p>
--

連携により捕獲を実施する。  
 ○中型獣（アライグマ、ヌートリア、ハクビシン）  
 捕獲器貸出しによる捕獲を長久手猟友会に一部委託し、中型獣の捕獲体制強化に取り組む。また、生活環境被害への対応については引き続き市環境課との連携を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年 ～ 令和8年	イノシシ 中型獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者の狩猟免許取得促進</li> <li>・ 狩猟免許取得支援事業補助金の交付による担い手確保の推進</li> <li>・ 箱ワナと侵入防止柵による一体的整備の推進</li> <li>・ 箱ワナ、捕獲器の新規購入</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 近年、目撃情報に関する相談が増えており、また個体数削減を目指す県方針に則り、過去の捕獲実績及び被害報告を踏まえて、捕獲計画数を設定する。</p>
<p>○中型獣（アライグマ、ヌートリア、ハクビシン） 目撃情報及び被害報告が増加傾向であるため、捕獲器の貸出し体制の拡充に対応し、アライグマ、ハクビシンとも対前期計画の倍とする。</p>
<p>○ニホンジカ 現時点で被害報告はされていないが、市境近辺での出没情報が寄せられていることから、分布の最先端域での対策に取り組むこととし、早期対応を念頭に、目撃情報等を整理しつつ、状況に応じ対処捕獲を検討するものとする。従って捕獲計画数は設定しない。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	45	45	45
アライグマ	10	10	10
ヌートリア	5	5	5
ハクビシン	10	10	10
ニホンジカ	(状況に応じて対処捕獲)		
捕獲等の取組内容			
○イノシシ			

市東部において、年間を通じ箱ワナ、くくりワナ等を用いて捕獲を実施する。出没情報や被害状況等の傾向を踏まえて、箱ワナは随時設置場所の見直しを検討する。

○中型獣（アライグマ、ヌートリア、ハクビシン）

市内全域において、年間を通じ捕獲器による捕獲を行う。被害報告があった箇所の現地調査を行い、効果的に捕獲できるようにする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県から権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵又は電気柵の設置で対策し、被害の発生地域を中心に整備を行う。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	上記の整備において総合対策交付金を活用したワイヤーメッシュ柵の整備を行った場合、適切な管理を行う。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

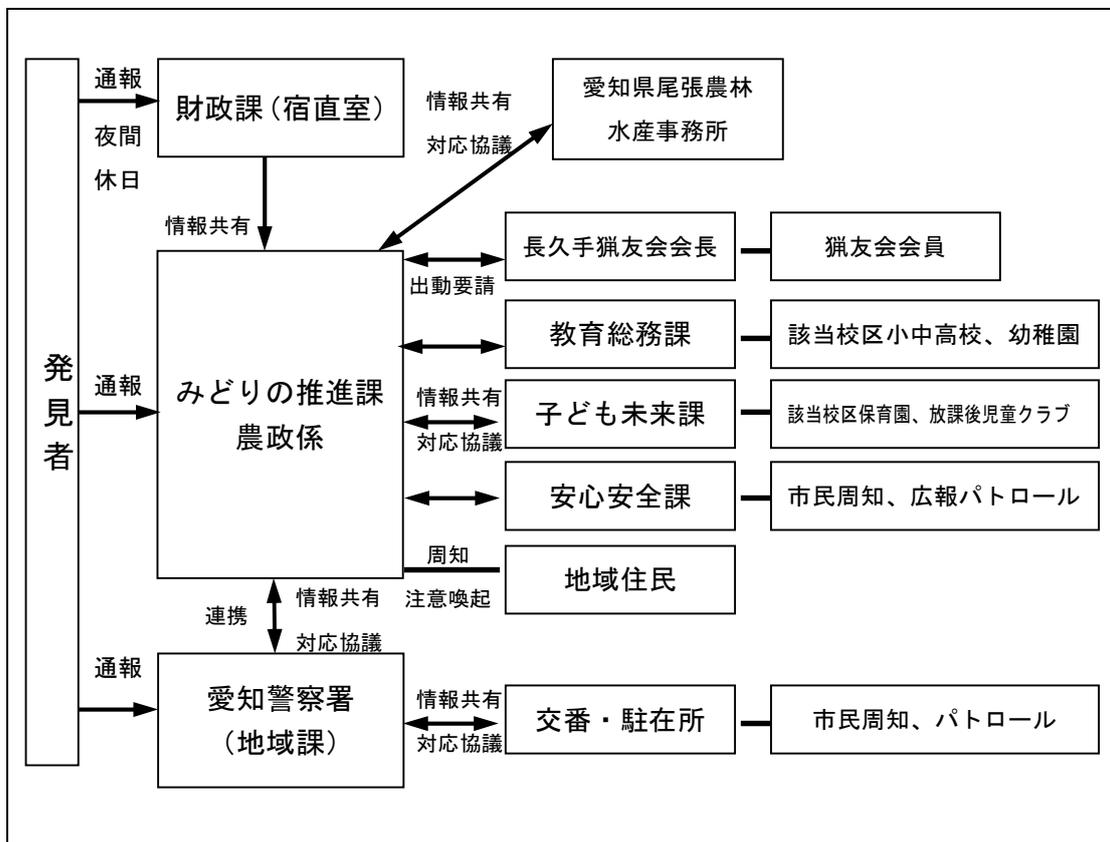
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年 ～ 令和8年	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の柵等の設置補助制度による、各圃場での防除の推進</li> <li>・センサーカメラ等による鳥獣の生息行動調査</li> <li>・農家や地元住民への被害防止対策の周知啓発</li> <li>・地域主体の刈り払い、緩衝帯整備活動への支援の検討</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長久手市	情報収集、連絡調整、現地確認、広報活動
長久手猟友会	痕跡等個体調査、追払、捕獲の実施
愛知県尾張農林水産事務所	情報収集、助言
愛知警察署	情報収集、捕獲時の交通整理、現場付近における注意喚起等、警察官職務執行法に基づく措置全般

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲可能な状態のワナは定期的に巡回確認を行い、野生獣等が捕獲されていた場合は速やかに適切な措置を実施する。
- ・ 対象鳥獣はできる限り苦痛の少ない方法で速やかに殺処分し、残渣は放置しない。
- ・ 捕獲個体については、適切な処理施設での焼却処分を基本とし、イノシシの処分作業においては、適切な豚熱防疫対策を実施する。

・捕獲場所付近で埋設する場合は、地権者の承諾を得る。埋設は殺処分後1日以内実施し、野生獣等に掘り起こされないよう1m以上覆土する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長久手市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
長久手市	鳥獣被害防止対策協議会の事務局を務める。事務運営、各機関の連絡調整を行う。
長久手猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言及び捕獲を行う。
あいち尾東農業協同組合	被害状況の把握及び情報提供等を行う。
長久手市農業委員会	各地区の被害状況の把握、意見集約。
区会等(地域代表)	各地区の被害状況の把握、意見集約。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県尾張農林水産事務所	捕獲技術及び防除方法の指導、普及
愛知県尾張県民事務所	有害鳥獣捕獲及び鳥獣保護に関する情報提供、指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし